

古河市体育協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、古河市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を古河市中心運動公園総合体育館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、市民スポーツの振興を図るため、次の各号の達成に努めるほか、本会加盟団体相互の連絡調整と融和を図ることを目的とする。

- (1) スポーツを通じ、市民の健康増進と融和を図る。
- (2) 市民のスポーツ技術の向上を図る。
- (3) スポーツの普及発展に努め、市民のスポーツ精神を育む。
- (4) 生涯スポーツ活動を奨励し、市民の健康と明るく住みよいまちづくりに寄与する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民スポーツの推進に関する大会や講演会等の開催
- (2) 市及び教育委員会等が主催するスポーツ行事等への協力
- (3) スポーツに関する普及啓発を図るための広報活動
- (4) 本会に加盟する競技団体の強化発展及び活動の助成
- (5) アスリート及びスポーツ指導者の育成
- (6) スポーツ少年団及び中学・高校等の青少年スポーツ活動の支援・育成
- (7) 市のスポーツ振興に功績を収めた選手及び指導者若しくは団体の表彰
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 加盟団体、会員及び委員

(加盟)

第5条 本会への加盟は、次の条件を具備した団体からの申請を理事会の決議により承認した時から加盟団体となる。

- (1) 市内に事務局を置くアマチュアスポーツ団体で、当該競技を総括する団体、または、複数のスポーツ団体の連合体、若しくは、市内で唯一の種目団体であること。

- (2) 市内のスポーツ少年団を統括する団体。(スポーツ少年団本部)
 - (3) その他、加盟団体に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める加盟団体規程(別表1)によるものとする。
- 2 本会に次の会員を置く。
- (1) 一般会員(加盟団体に登録された者。ただし、スポーツ少年団にあつては、本部役員及び登録指導者とし、団員を除く。)
 - (2) 賛助会員(賛助会費を納入した者。)
 - (3) 特別会員(会長が学識経験を有する者として委嘱した者。)
 - (4) スポーツイベント委員(公募)

第4章 理事及び理事会

(理事)

第6条 理事は、本会の加盟団体より推薦された者及び会長が常任理事会の承認を経て委嘱した者とし、定数は次の各号のとおりとする。

- (1) 加盟団体推薦理事 各団体1名
- (2) 会長委嘱理事 10名以内(特別会員及び賛助会員)

2 理事は、理事会の構成員となり、この会則で定めるところにより、職務を執行する。
(理事会及び審議事項)

第7条 理事会は、本会の最高議決機関であり、理事及び役員により構成する。ただし、監事及び幹事若しくは顧問は、議決権を有しない。

2 理事会は、会長が年1回以上招集する。議長は、会長及び副会長を除く常任理事の中から選任する。

3 会長は、理事会の招集通知に、予め案件名を記して通知することとする。

4 理事会は、過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

ただし、新規加盟及び脱会若しくは処分に関する議案は、出席者の3分の2以上を持って決する。

なお、書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。

5 理事会は、次の各号の事項を議決し、執行する。

- (1) 年間事業計画及び年間収支予算についての事項
- (2) 年間事業報告及び年間収支決算についての事項
- (3) 役員を選任及び退任に関する事項
- (4) 新規加盟団体の承認に関する事項
- (5) 加盟団体の脱会に関する事項
- (6) 加盟団体又は、役員等の処分に関する事項

- (7) 会則及び諸規程等の制定及び改廃に関する事項
- (8) その他、会長が必要と認めた事項

第5章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内（うち1名を会長職務代理者とする。）
- (3) 顧問 若干名
- (4) 常任理事 20名以内
- (5) 理事 相当数名
- (6) 監事 3名
- (7) 幹事 若干名

(会長及び副会長)

第9条 会長及び副会長は、理事会において、常任理事及び理事の中から選任する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長及び幹事は、役員会を構成し、必要な事項を協議し、本会の運営にあたる。

(顧問)

第10条 顧問は、会長が推薦し、理事会の同意を得て、これを委嘱する。

- 2 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(常任理事)

第11条 常任理事は、理事会において、理事の中から選任する。

- 2 常任理事の定数及び選出区分は、次のとおりとする。
 - (1) 加盟団体推薦理事の中から15名以内
 - (2) 会長委嘱理事の中から5名以内
- 3 常任理事は、常任理事会の構成員となる。

(常任理事会及び審議事項)

第12条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び幹事で構成し、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 常任理事会は、過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。
- 3 常任理事会は、次の事項を審議し、理事会の決議により本会の運営にあたる。

ただし、緊急止むを得ず、理事会に付議する間のない事項に関しては、これを専決し執行する。

- (1) 理事会に提出する議案の作成に関する事項
- (2) 役員の推薦に関する事項
- (3) 理事会を招集する間が取れない、緊急を要する事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

(監事)

第13条 監事は、理事会において選任する。

- 2 監事は、本会の会計出納を監査する。

(幹事)

第14条 幹事は、会長が委嘱する。ただし、市スポーツ振興担当職員については、市長の推薦により会長が委嘱する。

- 2 幹事は、会長の命をうけて本会の庶務及び会計を掌る。

(任期)

第15条 本会の役員任期は2年とし、再任は妨げない。

ただし、本会設立当初の役員については、平成27年3月31日までとする。

- 2 役員に欠員が生じた場合、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。

ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、任期満了後も次期役員就任まで任務を継続するものとする。

(専決)

第16条 本会則にない事項又は緊急的な事項については、会長及び副会長の協議により処理し、次回の常任理事会に報告し、承認を求める。

第6章 会計

(会計)

第17条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 加盟団体分担金
- (2) 賛助会費
- (3) 補助金または負担金
- (4) 事業収入（業務受託費等）
- (5) 寄付金、その他の収入

(助成金及び祝金等)

第18条 本会は加盟団体等の充実、強化を図るため、次の各号に掲げる規程に則し、助成金及び祝金等を交付する。

- (1) 加盟団体助成金交付に関する規程（別表2）
 - (2) 加盟団体大会開催助成金に関する規程（別表3）
 - (3) 全国大会等出場祝金及び選手育成助成金に関する規程（別表4）
- 2 助成金等の交付申請は、各規程に定めるところの書類を事務局に提出し行うものとする。
（会計年度）

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、平成25年度においては、7月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 補則

（委任）

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会は、平成25年7月1日から設置する。
- 2 この会則は、平成25年11月19日から施行する。
- 3 助成金等の対象事項については、平成25年4月1日からこれを適用する。

付 則

この会則の一部改正は、平成26年12月2日から施行する。

この会則の一部改正は、平成28年5月26日から施行する。